

令和7年3月28日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 石田 まなみ

## 総務文教委員会審査報告書

令和7年第3回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 審査経過

付託年月日 令和7年3月11日

審査年月日 令和7年3月18日・19日

#### 2. 出席者

委員 石田委員長、中村恵輔副委員長、岩下委員、佐伯委員、尾島委員、  
中村清隆委員

執行部 平田総務部長、花田経営企画部長、石津教育部長、竜口総務課長、木  
原人事秘書課長、桜村防災安全課長、藤井情報化推進課長、新堀税務  
課長、槇安心安全まちづくり係長、今津資産税係長、島中市民税係長

◎議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
の制定について

#### 審査内容

##### (1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 国の法律の改正に従って本市の関係条例改正を行う際に、整理する条例を過去にも作ったことがあるか。

(答弁) 一つの議案の附則の中で、複数の条例に対し必要な部分の改正を行ったことはあるが、画一的に改正するための整理条例を制定するのは、今回が初めてである。整理条例を制定することで、効率的に条例改正を行うことができると考える。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)国の法律が改正されたことによる条例の整理であるが、情報システムの標準化による、本市独自の施策について制限がかかることはないか。

(答弁)今回の条例制定は議案第13号と同様に、法律改正による本市の3つの条例をまとめて整理するもので、システムの標準化は直接関係ない。今回の改正は法律の項ずれに対応するためのものであり、条例の内容全体を変更するものではない。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第16号 福津市一般職の職員の給与に関する条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)地域手当が10%から8%に下がるが、これによって給与が下がる職員はどのくらいいるのか。

(答弁)給与は、給料及び地域手当、時間外手当等の諸手当によって決定し、昇級昇格などの影響もあるため、職員によって異なる。

(質疑)今回の改正は、人事院勧告に基づいたものか。

(答弁)お見込みのとおり。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第17号 福津市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第18号 福津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正することについて  
審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)介護両立支援制度に関する職員の研修や相談体制などの所管は。

(答弁)人事秘書課が対応する。

(質疑)施行日まで日数が少ないが、職員に対してどのように周知するのか。

(答弁)庁内のグループウェアや、職員が集まる機会などで周知をはかり、現在進めている研修の見直しの中で、新しいメニューとして追加する。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第19号 福津市職員の育児休業等に関する条例を改正することについて  
審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第20号 福津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を改正することについて  
審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)退職する時の役職で報償額が決まるのか。

(答弁)勤務期間中の最上位の階級と、勤務年数で決まる。

(質疑)消防団員への周知はどのようにするのか。

(答弁)分団長会議で分団長に伝え、各団員に周知してもらう。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。